

コメント

高木八尺と太平洋問題調査会
—対米協調と新秩序追求のはざままで

三 牧 聖 子

はじめに — 高光報告の問題提起

高光報告は、1925年、アジア太平洋の地域協力の促進を目的として創設された太平洋問題調査会 (Institute of Pacific Relations、以下、IPR) への高木の参加に注目し、そのレガシーを探るものである。2年に1度、アジア太平洋地域のさまざまな都市で開催されたIPRの国際会議には、植民地宗主国と従属地域代表、白人国家と有色人国家代表が集結し、アジア太平洋地域の諸問題が討議された。その議題は多岐にわたり、軍事安全保障や政治経済関係のみならず、人の移動や発展途上国の開発等、今日の言葉で言う、非伝統的安全保障のカテゴリーに分類される諸問題も含まれていた。そのような国際会議での議論を支えたのが、各国に置かれた支部での研究活動であり、その活動の結果、「アジア太平洋学」のもととなる多くの学術的成果が生み出された。¹⁾

IPRとの関係で高木のレガシーを探る高光報告は、高木が、対米協調のみならず、より広く、アジア太平洋における平和にどのように貢献したのかを明らかにする刺激的な報告であった。以下でみていくように、日本IPRの国際平和への貢献に関しては数多くの批判もなされてきた。本コメントは、先行研究の批判を踏まえた上で、高木を中心に日本IPRの活動の意義を探ろうとするものである。

1. 先行研究の日本IPR批判

IPRにおける高木らの活動が、満州事変(1931)以降の日本の対外膨張、最終的な日米開戦を防ぐことはなかったのは事実である。IPRの国際会議でも孤立を深めていった日本IPRは、1936年、カナダのヨセミテで開催された第6回会議を最後に、以降の会議を欠席するようになる。先行研究は、国際協調を掲げたIPR日本メンバーの活動に一定の評価を与えつつも、彼らが追求した「国際協調」には深刻な限界があったことを指摘してきた。IPRを含む、戦前の自由主義的な国際主義団体をいかに評価するかという問題において、今日でも参照され続けている重要な研究に『日米関係史』(1971)所収の緒方貞子の論文が

¹⁾ Paul F. Hooper, “The Institute of Pacific Relations and the Origins of Asian and Pacific Studies,” *Pacific Affairs* 61, no. 1 (Spring 1988): pp. 98–121.

ある。²⁾ 第一次世界大戦後、国際協調を目的とする民間団体が続々と創設され、1920年代の日本の国際協調外交を支えたが、満州事変以降、これらの民間団体は、国内では強硬な対中政策を主張する右翼や軍部から圧力を受け、国外では、日本の対中進出に批判を強めていくアメリカに迫られ、苦境に陥り、最終的に国際協調主義を放棄していく。もっとも緒方によれば、1930年代以降の自由主義者たちの挫折は、外的な要因ばかりではなく、彼らの思想に内在していた限界の帰結でもあった。緒方は、この時代の自由主義者たちは、一方で国際協調主義を掲げながら、他方で、日本の中国権益の擁護と発展を支持する「ナショナル・リベラル」であったと指摘する。そして、中国権益の拡大を願うナショナリストとしての立場が、自由主義者としては本来否定すべき軍事行動をも支持しなければならないはめにおとしられ、彼らを最終的に敗北させたと分析する。

高木をはじめ、IPRに集った知識人に焦点を当ててその対外観や思想を考察した中見真里は、彼らにとっては「太平洋問題イコール対米問題」であったと指摘し、その国際認識の重大な問題として、対米協調偏重とアジアの不在を指摘している。³⁾ さらに日本IPRは、その対米協調論においても重大な欠陥を指摘されている。北岡伸一は、IPRに集った新渡戸門下と、『東洋経済新報』などで自由主義・国際主義を擁護する論陣を張った2人のジャーナリスト、清沢洌・石橋湛山らの対米協調論を比較した上で、後者を高く評価する。両者はともに日米協調を追求したが、そのアメリカ像は対照的だった。北岡によれば、新渡戸とその門下は、アメリカに対して過度に理想化されたイメージを持っており、そのために、日本人移民のアメリカ渡航を全面的に禁ずる排日移民法(1924)の成立など、美化されたイメージに背馳するアメリカが姿を現していくと、急速にアメリカへの幻滅を深めていった。これに対し、石橋や清沢は当初からアメリカを正負両面、バランスよく捉えており、それゆえに、排日移民法や経済恐慌など、アメリカの負の側面が露呈していく中でも、その対米論がぶれることはなく、より確かな思想的な基盤に立って対米協調論を掲げ続けることができた。高木を含むIPRメンバーの対米協調論は、過度に理想化されたアメリカ像に立脚しており、そうであるがゆえに、現実のアメリカの姿が露呈していくにつれ、崩壊していったというのだ。⁴⁾

2. 太平洋諸国の恒久平和条約案をめぐる

しかしIPRの国際会議において、高木や日本メンバーは決して、アメリカの消極的な追随者たることに終始したわけではない。そのことをよく表すのが、1927年と1933年の2つの国際会議である。以下、特に日米のメンバーの主張に注目しながら、2つの国際会議を見ていくことにしたい。

²⁾ 緒方貞子「国際主義団体の役割」『日米関係史 開戦に至る十年—1931～41年』(東京大学出版会、1971年)、307-353頁。

³⁾ 中見真理「太平洋問題調査会と日本の知識人」『思想』第728号(1985年)、110頁。

⁴⁾ 北岡伸一「対米外交の条件—清沢洌の日米関係観」『中央公論』第101号3巻(1986年)、104-131頁。

1927年にホノルルで開催された第2回IPR国際会議で、アメリカから参加したジェームズ・T・ショットウェル (James T. Shotwell) は、太平洋の諸国家で恒久平和条約案を締結することを提唱した。⁵⁾ 当時、米仏間では不戦条約の成立に向けた交渉が進んでいた。ショットウェルは民間人でありながら、仏外相のアリステイド・ブリアン (Aristide Briand) と会談し、不戦条約の骨子となるアイデアを提供するなど、その起草や交渉に大きく関与した。⁶⁾ ショットウェルは、不戦条約に着想を得て、太平洋諸国家の間にも同様の条約を成立させることが、平和に貢献すると思ったのである。その際、特に念頭に置かれていたのは日本との関係であった。1924年に排日移民法が成立して以来、日米両国民の感情は急速に悪化していた。ショットウェルにとって、日米間に不戦条約を成立させることは、アジア太平洋の平和、特に日米の平和にとって不可欠のことと思われたのである。

ショットウェルと同様、日本メンバーも、排日問題でこじれた日米関係の改善を願っていた。にもかかわらず、ショットウェルの恒久平和条約案に対し、彼らが見せた反応は複雑なものだった。日本メンバーは、アジア太平洋地域の平和というショットウェルの条約の主旨には原則的に賛同しつつも、同案が日本国民に広く支持されるには、いくつかの修正が必要であると主張した。1点目は、日本で危惧が広がり始めていた人口・食料問題への懸念である。会議で高木は次のように訴えた。

日本は其の人口と食料との問題を持って来て今回の会議に訴えた。然るに、英米両国は之に答えて、吾等は余剰の土地を有するが、之は吾等の子孫の爲めに保存せんと欲する、日本はよろしく自ら国内に於て其の問題の解決を計るべきであると云った。然し真の解決の道は、米国が日本に対して、いざ相共に協力して、此の貴国の問題に対策を講じやうと云う時に、初めて開かれるのである。而して其の時こそかゝる平和保障条約を締結すべき日であろう。⁷⁾

⁵⁾ James T. Shotwell and J.P. Chanmerlain, "Draft Treaty of Permanent Peace between the United States of America," *Problems of the Pacific, 1927: Proceedings of the Second Conference of the Institute of Pacific Relations, Honolulu, Hawaii, July 15 to 29, 1927* (Chicago: The University of Chicago Press, 1928), pp. 503–512. 同条約案を中心とする太平洋の外交関係に関する討議は、Round Table "Diplomatic Relations in the Pacific Questions for Discussion," *ibid.*, pp.162–181. ショットウェルは、生涯にわたる平和活動で知られている。1917年、ショットウェルは、世界平和を掲げて各国で学術交流や文化活動を促進したカーネギー平和財団のリサーチ部門のディレクターに就任し、第一次世界大戦後のパリ講和会議では、ウッドロー・ウィルソン大統領の顧問団「調査 (inquiry)」の一員として参加し、特に国際労働機関 (ILO) の創設に貢献した。1945年のサンフランシスコ会議にも米政府代表の顧問団として参加し、国際連合憲章の経済・社会分野に関する規定の充実等に貢献した。Charles DeBenedetti, "Peace Was His Profession," in *Makers of American Diplomacy: From Benjamin Franklin to Henry Kissinger*, ed. Frank J. Merli and Theodore A. Wilson (New York: Charles Scribner's Sons, 1974), pp. 385–406; Harold Josephson, *James T. Shotwell and the Rise of Internationalism in America* (Rutherford, NJ: Fairleigh Dickinson University Press, 1975).

⁶⁾ 三牧聖子『戦争違法化運動の時代—「危機の20年」のアメリカ国際関係思想』(名古屋大学出版会、2014年)、163–168頁。

⁷⁾ 高木八尺「太平洋に於ける外交関係」井上準之助『太平洋問題』(日本評論社、1927年)、218–219頁。

高木は、太平洋地域にある多くの国々が、食料・人口問題を抱える日本のように、国内に潜在的な不安要素を抱えており、こうした不安要素を取り除かない限り、たとえ諸国家が恒久平和条約を締結し、不戦を誓約しても、地域の平和は確かなものにはならないと強調し、諸国家が抱える国内問題を、国際協力を通じて能動的に解決していく必要性を訴えた。

こうした留保を付けつつ、高木はじめ日本メンバーはショットウエルの恒久平和条約案に原則的に賛同した。その賛同を裏付けていたのは、彼らのショットウエルに対する個人的な信頼感であった。高木はショットウエルを、「人道のための戦士」と称えるほどであった。⁸⁾

このように日本メンバーから信頼を寄せられながらも、ショットウエルが高木らの訴えに応答することはなかった。後に表した同条約案の解説文でショットウエルは、日本の食料問題が深刻であることは確かだが、それは基本的に「国内問題」であり、日本の自助努力によって解決されねばならないという見解を表明している。⁹⁾ しかし日本の訴えに理解を示すアメリカメンバーもいた。アメリカで女性平和運動を牽引してきたキャリー・C・キャット (Carrie Chapman Catt) は、アメリカやイギリスにとってアジア太平洋地域の「現状」は保存されるべき正当性を備えているかもしれないが、多くの国家にとってはそうではなく、それらの国家にとってショットウエルの平和案は、不公平な「現状」を恒久化させようとする試みにすぎないと強調し、日本の人口・食糧問題は、諸国家が協力して解決していくべき国際問題として捉えられるべきだと主張した。¹⁰⁾

3. 新しい平和機構を求めて

満州事変後、日本の対中政策への国際的批判も高まる中、1933年にカナダのバンフで開催される予定となっていた第5回会議に向けて、高木は、横田喜三郎と連名で「太平洋の平和機構再建設に関する若干の考察」を提出した。¹¹⁾ それは、満州事変以来の国際秩序の動揺は、平和機構に関する従来の観念に関する根本的な再検討を促しているという認識の下、アジア太平洋地域に将来打ち立てられるべき平和機構について提言をするものであった。

⁸⁾ Michiko Ito, "The Japanese Institute of Pacific Relations and the Kellogg-Briand Pact: The Activities and Limitations of Private Diplomacy," in *Hawai'i at the Crossroads of the U.S. and Japan before the Pacific War*, ed. Jon Thares Davidann (Honolulu, Hawai'i: University of Hawai'i Press, 2008), p. 76.

⁹⁾ James T. Shotwell, "The Strategy of Peace in the Pacific," *Century Magazine*, Jan. 1928, p. 7.

¹⁰⁾ 高木「太平洋に於ける外交関係」。

¹¹⁾ Yasaka Takaki and Kisaburo Yokota, "Some Considerations on the Future Reconstruction of Peace Machinery in the Pacific," (preliminary paper prepared for the Fifth Biennial Conference of the Institute of Pacific Relations, Banff, Canada, August 14th to 28th, 1933); "A Security Pact for the Pacific," in *Problems of the Pacific, 1933: Economic Conflict and Control*, ed. Bruno Lasker and William Holland (London: Oxford University Press, 1934), pp. 441-450.

その内容は以下のようにまとめられる。①確かに太平洋地域には既に、不戦条約、国際連盟、九カ国条約・四国条約、二カ国間の仲裁裁判条約等が存在する。しかし、どれも国際危機の打開に貢献していない。その理由は、これらの制度や条約は基本的に「現状」の維持を目的としており、国際秩序を公平なものへと変革していく機能を持っていないことにある。②特にアジア太平洋地域は、諸国家の発展段階に非常なばらつきがあり、将来にわたって変化が不可避である地域である。既存の平和機構はこの事情を考慮せず、「現状」の変革よりも、その維持に圧倒的な関心を寄せたがゆえに、大国による現状維持の道具、不公平な国際秩序を温存する機構と見なされるに至っている。③今後、アジア太平洋地域に平和を回復していくためには、「現状」の維持を単に図るのではなく、国際秩序を望ましいものへと変革していく機能を備えた平和機構が必要である。④もっともこうした試みは、必ずしも完全に新しい平和機構を必要とするわけではない。例えば連盟規約19条は、「繼續ノ結果世界ノ平和ヲ危殆ナラシムヘキ國際狀態ノ審議ヲ隨時聯盟國ニ逕テスルコトヲ得」ことを定めている。連盟は、今まで活用されてこなかったこの19条の活用を通じ、現状維持のための機構から、国際的な不正義を変革し、よりよい国際秩序を実現するための機構に脱皮していくことができる。

高木は、1935年の論説「太平洋に於ける平和機構の問題」で同案の詳細な解説を試みている。高木は言う。太平洋諸国は、人種や文化、政治経済制度、政治的発達段階、生活水準において様々であり、更に欧米列強も同地に密接な利害を持っている。太平洋の国際社会は、「欧米何れの大陸に於ける国際社会に比しても遙に複雑」なのである。にもかかわらず、IPRを含め、1920年代にさまざまに模索された国際平和論は、アジア太平洋地域の特殊性に配慮した制度という視点を欠いてきた。高木は、「世界平和機構の規律の下に、此の如き実情に在る太平洋区域を置き、画一的に所謂大戦後の新世界秩序の支配に服従せしめんとしたことは、寧ろ初より余程の難関を予想すべかりし企図であつた」と断言し、「太平洋区域に於る国際状態の特異性」を考慮した平和機構の設立を強く求めた。¹²⁾

もっとも高木は、地域的な平和機構は、決して普遍的国際組織である国際連盟を否定するものでなく、むしろ「連盟が究極には真正の意味に於ける世界平和機構の中核として発達を遂ぐべきこと」を助けるものであり、連盟の「補充的補強的機構」と位置づけられるものであると強調し、およそあらゆる平和機構を「英米本位の平和主義」の産物とみなし、否定する態度を強く戒めてもいる。満州で起こっている事態をめぐり、第5回パンフ会議の全般的な雰囲気は、日本に対して厳しいものになっていたものの、このような高木と横田の訴えは、「会議の注目を惹き、概して会員の賛同を収め」ることに成功した。¹³⁾

4. 日本IPR——平和的な「現状変更」の試み

長らく戦間期日本外交史研究は、ヴェルサイユ・ワシントン両体制＝普遍的秩序という前提に立ち、戦間期日本と国際秩序との関わりを両体制への順応と否定の問題に集約し、

¹²⁾ 高木八尺「太平洋に於ける平和機構の問題」『国際知識』1935年3月号（1935年）、17-18頁。

¹³⁾ 同上論文、24頁。

既存秩序への順応に努めた1920年代を「国際協調の時代」として肯定的に、両体制からの逸脱が顕著となった1930年代を「反国際協調主義の時代」として否定的に評価してきた。しかし「国際協調」の時代から「反国際協調」の時代へという単線的な図式は、1920年代の「協調」が、帝国主義、経済的差別待遇、移民排斥や人種差別問題など、多くの矛盾を容認する限りで成り立つものだったことを捉えていない。

今日の研究では、1930年代の日本外交が、単に国際協調を否定し、孤立を深めていったわけではなく、そこにはヴェルサイユ・ワシントン体制を批判的に克服し、新たな国際協調原理を模索する「理念外交」の側面が存在したことが積極的に評価されている。井上寿一は、1930年代に日本が国際社会との断絶を深めていく中で、国際協調への回帰を説き続けた清沢烈に一定の評価を与えつつ、清沢が国際協調を主張するときの準拠枠が1920年代に構築されたワシントン体制であったことの問題性を次のように指摘する。「1920年代の国際協調を普遍化して、そこから1930年代の地域主義を特殊なものとして批判」するものであり、その批判の先に展望できるのは、「単に1920年代の旧秩序への復帰のシナリオでしかないのであって、そこには1930年代の国際的潮流＝地域主義に対応した新秩序の具体的な構想に乏しく、なんらかのオルタナティブが提示されていたわけではない」こうした観点から井上は、「東亜新秩序外交」に一定の評価を与えている。¹⁴⁾ 庄治潤一郎は、1930年代に政府・民間レベルで様々な「新秩序」の構想が提起されていたことを明らかにし、さらにそれらの「新秩序」構想は、常に武力を用いた領土拡張的な方向へと向かったわけではなく、国際連盟の弱点を克服した新たな国際平和機構の構想や、国際経済の自由化のような平和的・普遍主義的な方向へ向かうものも多く存在したと強調している。¹⁵⁾

IPRにおける日本メンバーの活動は、1933年バンフ会議における高木と横田の太平洋の平和機構案にみられるように、既存秩序の矛盾の解消を、平和的・普遍的な方向で模索した民間外交の重要な試みとして理解されよう。日本は、1919年のパリ講和会議における秩序構築に関しては、「サイレント・パートナー」と揶揄される消極姿勢であったが、¹⁶⁾ IRRでは、新たな地域秩序について積極的に発言し、自国が抱える問題を、武断的な方法ではなく、あくまで国際協調に則り、新たな国際秩序を創設することで解決しようとした。IPRにおける日本の国際秩序創出への能動的な姿勢は、戦間期日本外交が、武力による暴力的な現状変更とも、矛盾を孕んだ既存秩序への消極的順応とも異なる、自らの苦境を普

¹⁴⁾ 井上寿一「国際協調・地域主義・新秩序」坂野潤二他編『現代社会への転形』（岩波書店、1993年）、271-272頁。井上は、「東亜新秩序」の提唱者の主観において、新たな国際秩序の下での英米協調、日中提携が強く意識されていたことを強調する。もっとも井上も、「東亜新秩序」論が結果として、日本の対外進出を後押しし、日本と国際社会との一層の断絶をもたらしたことに異議を唱えているわけではない。

¹⁵⁾ 庄治潤一郎『植民地再分割論』と日本—新たな国際秩序を求めて』『国際政治』第139号（2004年）、125-143頁。庄治は、同じく「持たざる国」陣営に属したドイツ・イタリアの「新秩序」構想と比較したとき、このような普遍主義的な方向性、特に国際経済の自由化への志向に、日本型「新秩序」論の特徴が見出せるとしている。

¹⁶⁾ トマス・W. パークマン「『サイレント・パートナー』発言—連盟規約・労働規約問題」『国際政治』第56号（1977年）、102-116頁。

遍的な理念で表現し、平和的に現状変更を求めていく第3の方向性を持っていたことを示すとともに、具体的な外交案件に没頭し、明確な国際秩序のヴィジョンを持たない「無思想の外交」¹⁷⁾とされてきた近代日本外交全般の再評価を促すものといえるのではないか。

おわりにーアメリカ民主主義が揺らぐ時代の高木研究

日本におけるアメリカ研究の1つの画期は、第一次世界大戦後に訪れた。大戦後、アメリカは巨大な経済力・軍事力を背景に国際政治で発言権を増し、日本の対外関係においてアメリカとの関係はいよいよ重要性を増した。日本のアメリカ研究はまず、こうした政治的・経済的・軍事的な関心に促されて発展していくことになる。もっとも、斎藤眞が指摘するように、当時のアメリカ研究への関心は、決して権力政治的な要請に基づくものばかりではなかった。普遍的な理念としてデモクラシーを掲げるアメリカの台頭を通じ、デモクラシーは世界各国に及ぶべき普遍的必然的現象として認識されるようになり、大正期の日本にとっての一大課題とされていく。大戦後の日本におけるアメリカ研究の発展は、「デモクラシーの本家本元なる米国」(新渡戸稲造)への関心に強力に促されたものであった。¹⁸⁾

1918年、東京帝国大学法学部に「米国憲法、歴史および外交」講座、通称ヘボン講座が設置され、高木は講座担当者に任命された。アメリカ留学を終えた1924年、同講義の開講に際して、高木は次のように述べた。「米国民の性格と制度との発達の記録を探究するに当たり、私は特にデモクラシーの発達という方面より考察を試みたい。デモクラシーの発達を中心とする米国史の研究を以て吾等の目標としたい」。¹⁹⁾

しかし2021年の現在、アメリカ民主主義をめぐる状況は、高木が生きた時代とは根本的に異なるものとなっている。2021年7月にピュー・リサーチ・センターが、カナダ、イタリア、ギリシア、スペイン、英国、オランダ、フランス、ベルギー、スウェーデン、ドイツ、台湾、韓国、日本、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランドで行った調査によると、平均で57%の人々が、「かつてアメリカ式民主主義はよいお手本だったが、近年はそうでもない」と回答した。最も高い韓国やカナダでは、7割近くがそのように回答している。²⁰⁾ 世界の人々はアメリカ民主主義にますます懐疑的になっている。

さらに2021年11月、スウェーデン・ストックホルムに本部を置く「民主主義・選挙支援国際研究所 (IDEA)」が毎年発表している報告書「民主主義の世界的状況」2021年版で、アメリカは初めて「民主主義が後退している国」に分類された。この報告書は、世界約

¹⁷⁾ 入江昭『日本の外交ー明治維新から現代まで』(中央公論新社、1966年)。

¹⁸⁾ 斎藤眞「草創期アメリカ研究の目的意識」(1978年) 斎藤眞著、古矢旬・久保文明監修『アメリカを探るー自然と作為』(みすず書房、2017年)、234-235頁。

¹⁹⁾ 有賀貞「高木八尺におけるアメリカと日本」『キリスト教と諸学』第19号(2003年)、126頁。

²⁰⁾ “America’s Image Abroad Rebounds with Transition from Trump to Biden,” Pew Research Center, published June 10, 2021, <https://www.pewresearch.org/global/2021/06/10/americas-image-abroad-rebounds-with-transition-from-trump-to-biden/>.

160か国について、民主主義指標に基づいて、「民主主義国（後退国を含む）」「ハイブリット型政権」「権威主義的政権」の3つに分類したものだ。過去10年あまりで、「民主主義後退国」は2倍に増加し、今回の2021年版で「民主主義国」に分類された国は98か国で、近年で最少の数字となった。アメリカも、こうした世界的な権威主義化の流れから自由ではない。

報告書が、アメリカで民主主義の後退をもたらした「歴史的な転機」と位置付けるのが、2020年大統領選に敗北した前大統領ドナルド・トランプ (Donald J. Trump) が、「選挙で不正が行われた」と強弁し、選挙結果に疑義を呈したことであった。報告書は、トランプの言動により、民主主義の根幹の一つである選挙への信頼が大きく損なわれ、そうした不信が2021年1月のアメリカ連邦議会議事堂への襲撃事件となって表れたことを厳しく批判している。²¹⁾ さらに報告書は、多くの州で進む投票弾圧の動きにも懸念を表明している。昨今、アメリカでは、共和党員が知事であったり州議会の多数派を握っている州を中心に、投票の際に身分証明書の提示を義務づけるなど、投票のハードルをあげる州法を制定する動きが加速している。ニューヨーク大学ブレナン司法センターによると、2021年の1月1日から9月末までにかけて、19州で33の投票を困難にする法律が成立した。²²⁾ こうした動きを主導する議員や知事は「不正の防止」を理由に挙げるが、その影響を最も大きく受けるのは、貧困層やマイノリティである。彼らは仕事の都合や交通手段の問題で、投票所に行くことにより大きな困難を抱え、また、政府発行のIDや定まった住所を持っていないことも多い。

ピュー・リサーチ・センターが2020年大統領選の1ヶ月前に行った調査では、共和党のトランプ支持者と民主党のバイデン支持者ともに、実に9割近くの回答者が、自分が支持していない政党の候補者が勝利して大統領になった場合には、「国に永続的な損害をもたらされる」と回答した。さらにトランプ・バイデン両陣営の登録有権者のおよそ8割が、自分と相手陣営の支持者との違いは、「アメリカの中核的な価値観」をめぐる根本的なものであると回答した。現在、アメリカは分裂しているかどうかという問いに対しては、調査対象となった13カ国の中央値47%をはるかに上回る77%の回答者が、そう思うと回答した。²³⁾ こうした厳しい党派対立の現状にあっては、4年に1度の大統領選挙は、アメリカの民主主義に活力と魅力を与えるどころか、深刻な政治的な分断をますます加速させるものとなっている。

アメリカ民主主義が深刻な行き詰まりを見せ、アメリカ国民も既存の政治体制に閉塞感を感じ、世界の人々もアメリカを民主主義のお手本とみなさなくなっている今日、アメリカを研究することは、もはや私たちの民主主義理解を豊かにしたり、民主主義の未来を指

²¹⁾ “The Global State of Democracy 2021-Building Resilience in a Pandemic Era,” International Institute for Democracy and Electoral Assistance, published November 22, 2021, <https://www.idea.int/gsoed/>.

²²⁾ “Voting Laws Roundup: October 2021,” Brennan Center for Justice, published October 4, 2021, <https://www.brennancenter.org/our-work/research-reports/voting-laws-roundup-october-2021>.

²³⁾ “America is Exceptional in the Nature of Its Political Divide,” Pew Research Center, published November 13, 2020, <https://www.pewresearch.org/fact-tank/2020/11/13/america-is-exceptional-in-the-nature-of-its-political-divide/>.

し示すものではなくなくなってしまっているのだろうか。そうとは思わない。しかし、このような時代に米国を研究することが、私たちの民主主義理解にどのような可能性を開くのか、真剣に再考する必要がある。対外的には日米関係が協調から対立へと大きく転換し、国内ではデモクラシーが深刻に揺らいでいった時代に、アメリカを洞察し続け、学術的・実践的な関係を取り結び続けた高木の知や活動の記録は、今日、新たな意義を帯びているように思われる。

